

【 算定加算一覧 】

短期入所

サービス提供強化加算Ⅰ	22単位/日	介護職員のうち介護福祉士の有資格者を80%以上配置している場合
看護体制加算Ⅰ	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	8単位/回	定員に対する看護職員の最低基準を1人以上配置している場合
機能訓練体制加算	12単位/日	機能訓練指導員の職務に専従する作業療法士等を1人以上配置している場合
夜勤職員配置加算Ⅲ	15単位/日	夜勤帯に介護職員・看護職員を基準以上配置した場合
生産性向上推進体制加算	10単位/月	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、テクノロジーを導入し、1年以内に1回業務改善による取り組みによる考課を示すデータを厚生労働省へ提出している場合

【 算定加算一覧 】

短期入所

※対象者のみ算定

送迎加算	184単位/片道	利用者の状況、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる場合
療養食加算	8単位/回	医師の食事せんに基づき、年齢や心身の状況に応じて適切な栄養管理や療養食を提供した場合 (1日3回を限度)
看取り連携体制加算	64単位/日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断し、 看取り期の対応方針に基づき利用者の状態または家族の求めに応じ、介護職員、看護職員等から説明を受け、同意した場合
		死亡日～死亡日前30日以内7日まで
医療連携強化加算	58単位/日	利用者の急変の予測や早期発見のために看護職員が定期的に巡視を行う。 主治医との連絡が取れない場合等に備え、協力医療機関を定め、緊急時の対応を取り決めておく。 急変時の医療提供方針について利用者の合意を得た場合
緊急短期入所受入加算	90単位/日	計画的に行うことになっていない短期入所生活介護を利用者の状態や家族等の事情でケアマネジャーが 緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた場合
		7日間まで